

庄内町清川まちづくりセンターの指定管理者の指定について

庄内町清川まちづくりセンターの指定管理者について、庄内町まちづくりセンター設置及び管理条例(令和3年庄内町条例第23号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 指定管理者の指定の内容

- (1) 施設の名称 庄内町清川まちづくりセンター
- (2) 指定管理者 庄内町清川字花崎1番地2
清川地区振興協議会
会長 石塚 俊
- (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 指定の経過

- (1) 申請団体数/ 1団体
- (2) 指定管理者選定委員会の状況
 - ① 開催状況(開催日、協議内容)

令和5年9月25日	募集要項、選定基準等について
令和5年11月14日	書類審査、候補者の選定

② 審査基準

審査項目	
1 施設の平等利用の確保	
①管理運営を行うに当たっての経営方針は適切か。	
②住民の平等な利用が確保されているか。	
2 施設の効用の最大限の発揮	
①利用者の増加を図るための具体的手法は十分か。	
②サービス向上のための取り組み内容は適切か。	
③施設の機能や設備を十分に活用しているか。	
④まちづくりセンター事業の実施は、設置目的の達成に合致しているか。	
⑤地域との連携・協調が図られているか。	
3 施設の適切な管理運営	
①施設の安全管理、利用者の安全管理、個人情報保護への取り組みは十分か。	
②維持管理は効率的に計画されているか。	
4 施設の管理を適正かつ安定的に行う人的能力、経営的基盤の確保	
① 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。	
② 収支計画は実現可能なものか。	
③ 職員体制は十分か。(有資格者等)	
④ 職員の育成、研修体制は十分か。(有資格者等)	
⑤ 申請者の財務状況は健全か。	

(3) 審査結果及び選定理由

上記の審査基準に基づき、選定委員会において審査を行った結果、清川地区振興協議会を庄内町清川まちづくりセンターの指定管理者の候補者として選定しました。

選定理由は、施設の管理を適正かつ安定的に行う人的能力に加え、経営的基盤が確保され、効率的な事務処理及び持続的な安定的経営が見込まれること、規約改正により組織された地域運営組織ではありますが、これまでの施設管理運営のノウハウが継承される団体であること等が評価されました。

- (4) 令和5年第6回庄内町議会定例会において指定の議決を経て、令和5年12月5日に指定管理者として指定しました。